

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める 意見書

我が国には、C型肝炎患者がおおよそ200万人、B型肝炎患者がおおよそ150万人もいるといわれている。その大半が、輸血・血漿製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不衛生な医療行為によるもので、医源性によるものといわれている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の、最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、この判決では国の行政責任が認められた。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年6月21日に、福岡地裁判決が本年8月30日に言い渡され、いずれも国の行政責任、製薬企業の不法行為責任が認められたところである。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医源性について、国の政策の過ちが明確になっている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。

よって、国に対し、肝炎患者救済のため、下記事項を速やかに講ずることを求める。

記

1. 疾病に苦しむ患者・家族の一刻も早い救済のため、薬害肝炎問題の全面解決に向けた諸施策を直ちに行うこと。
2. 潜在患者の早期発見・早期治療体制の確立が重要であることから、より一層の検査・治療体制の整備・充実を行うこと。
3. 患者の経済的負担の軽減及び生活の質の向上を図るため、医療費負担の軽減と治療水準の向上に努めること。
4. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
5. ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃するための施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様